

各 警 察 署 （ 隊 ） 長 殿

島 交 企 甲 第 2 5 9 号
島 交 指 甲 第 2 9 0 号
島 生 企 甲 第 3 9 9 号
令 和 8 年 6 月 1 日

保存期間	3	年
------	---	---

島 根 県 警 察 本 部 長

交通死亡・重傷事故抑止対策について（通達）

これまで第2期島根創生計画において設定された令和11年度のK P Iの目標値である交通事故死者数13人以下、交通事故重傷者数163人以下の達成に向けて、交通死亡・重傷事故の抑止対策を推進しているところであるが、本年5月末現在で、死者数9人と対前年比で3人増加するなど、交通死亡事故の発生に歯止めがかかっていない状況にある。

そこで、今後は下記により、交通死亡事故・重傷事故の発生状況に応じた対策を推進することとしたので、各警察署にあっては重点的に取り組まれない。

記

1 過去5年間の交通死亡・重傷事故発生状況に基づく対策

(1) 運転中の前方注視の徹底

過去5年間の交通死亡事故・重傷事故の違反別で見ると、安全不確認、前方不注視、動静不注視、一時不停止、横断歩行者等妨害等、信号無視が原因のものが約64%を占めている。

特に、死亡事故については、人対車両（約38%）、車両単独（約28%）及び正面衝突（約14%）と前方を注視してなかったことが事故原因につながるものが約80%を占めていることから、あらゆる運転者に対して、運転中の前方注視を徹底させる必要がある。

また、車両単独においては、高齢運転者が約62%であることから、高齢運転者に対しては、特に運転中の前方注視を徹底させる必要がある。

(2) 歩行者保護の徹底

過去5年間の死亡事故の約38%を占める人対車両の事故については、約61%が夜間で発生、特に4時から6時代の早朝時間帯にかけて発生しやすい傾向にあるほか、日の入り前後1時間の薄暮時間帯の発生と併せて約40%となっていることから、運転者に対して、早朝時間帯及び薄暮時間帯における前方注視の徹底により、歩行者を保護する必要がある。

また、人対車両の事故のうち、約79%が高齢者が被害者となっていることから、高齢歩行者に対して、横断歩道の利用等による交通事故の被害に遭わない対策が必要である。

2 街頭活動の強化

(1) 前方注視を徹底させるための交通指導取締りの強化

前方注視と歩行者保護を徹底させるため、携帯電話使用等違反や横断歩行者等妨害等違反などの交差点関連違反、安全速度の励行を促すための速度違反等の交通取締りを強化すること。

(2) 悪質・危険な違反に対する交通指導取締り

交通死亡・重傷事故につながる飲酒運転や無免許運転といった悪質・危険な違反の交通指導取締りを強化するとともに、飲酒運転等を検挙した際は、車両の提供者、飲酒先、同乗者、飲酒の同席者、車両の使用者等に対する捜査を徹底し、車両や酒類の提供及び要求並びに依頼しての同乗行為について確実に立件すること。

(3) 運転者に緊張感を持たせる活動の強化

運転者に緊張感を持たせるため、主要幹線道において、特に早朝及び薄暮時間帯でのレッド走行、駐留監視等の活動を強化すること。

(4) 街頭活動中の受傷事故防止等の徹底

街頭活動に当たっては、各種装備資機材を有効に活用し、受傷事故の絶無を期すこと。

なお、パトカーによる交通指導取締りを実施する際は、運転者、側乗員が連携し、指差し呼称等、安全確認を確実にを行い、周囲の歩行者等を把握するなど、交通事故防止に十分留意すること。

3 広報啓発の推進

(1) 運転者に対する広報啓発

全ての運転者が、

- 運転中は前をよく見る
- 交差点や横断歩道付近では減速・徐行・一時停止する
- 一時停止が必要な場所では確実に停止し、安全確認を徹底する

といった行動を取るよう、運転中の前方注視や安全確認の徹底、歩行者保護等の基本的な安全運転についての広報啓発活動を推進すること。

特に、高齢運転者に対しては、

- 体調が悪い時は運転を控える
- 発進時はゆっくり発進する
- 雨の日や夜間、長距離の運転は控える
- 早めに家を出発するなど、余裕を持った行動をする

といった行動を取るよう、前方注視の徹底に加え、加齢に伴う身体能力の低下を認識させる広報啓発活動を推進すること。

なお、関係機関等と連携し、飲酒運転根絶に限らず、運転中の前方注視の徹底、安全速度の励行といった、安全運転を宣言する署名簿の提出を働き掛けること。

(2) 歩行者に対する広報啓発

全ての歩行者が、

- 横断時の左右確認の徹底
- 道路を横断する際は横断歩道を利用
- 「手上げ横断」など、横断のための意思表示
- 早朝、薄暮時間帯の反射材の着用やライトの使用

といった行動を取るよう、歩行中の安全行動についての広報啓発を推進すること。

特に、高齢歩行者に対しては、

- 歩行速度の低下を踏まえ、車両との距離的余裕をもった横断
- 雨の日や夜間の外出は控える

といった行動を取るよう、加齢に伴う身体能力の低下を認識させる広報啓発を推進すること。

なお、反射材普及啓発のリーダーとして、自ら反射材を着用又は自発光式のライトを使用し、着用又は使用を呼び掛けるキラリ推進隊を指定するなど、効果的な普及施策を推進すること。

4 交通安全教育の推進

(1) 前方注視を徹底させるための体験型交通教室の開催

あらゆる機会を捉えて、運転者に対する自動車シミュレータや動画KYT機材等の各種交通安全教育機器を使用した、前方注視の徹底や交差点等における安全確認の重要性を認識させるなど、体験型交通安全教育を推進すること。

また、交通安全教室等の交通安全教育の場を捉えて、交通安全や防犯に関する情報を提供する島根県警察安全・安心アプリ「しまねポリス」や警察庁推奨特殊詐欺対策アプリのインストールについて周知すること。

(2) 体験型交通教室に併用した安全運転サポート車体験講習会の開催

高齢者及びその家族に対し、身体能力や認知機能の低下を認識させるための体験型交通教室に併せ、自動車販売店や関係機関・団体と連携し、安全運転サポート車の性能を体験する試乗会を開催し、安全運転サポート車の普及に向けた取組を積極的に推進すること。

(3) 歩行者に対する安全行動の促進

歩行者に対しては、自動車シミュレータによる歩行者教育機能等を使用した、横断時の左右確認の徹底、横断のための意思表示等の重要性を認識させるほか、反射材の着用効果実験等により、反射材の効果を視覚的に体験させるとともに、高齢者に対しては、クイックステップ等により、加齢に伴う身体能力の低下を改めて認識させるなど、安全行動へと繋がる体験型交通安全教育を推進すること。